

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

措置の内容

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者である相続人等（親族外も対象）が、相続又は遺贈により、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための主な要件】

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 資産管理会社に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと
- (7) 相続後5年間※、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。等

※納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者である受贈者（親族外も対象）が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定（上記の相続税の納税猶予制度とほぼ同様の要件を満たすことが必要）を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

※一定の場合に「相続時精算課税制度（53頁参照）」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続時精算課税制度を利用することができます。

■非上場株式等の納税猶予・免除制度に係る平成27年度税制改正の内容

(1)平成27年度税制改正による見直しの内容

改正内容は、下記の3点です。(以下は1代目→2代目→3代目と株式が贈与された場合を例としています。)

- ① 経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。
- ② 経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情(※)で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。

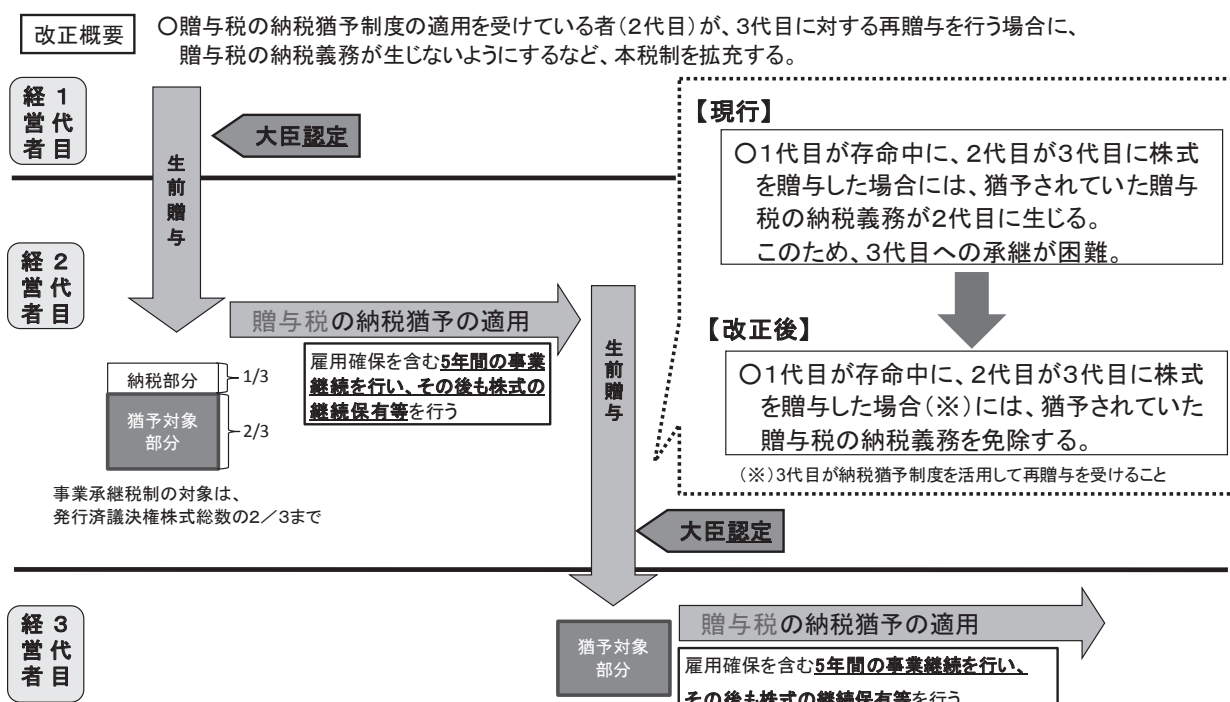
(※)やむを得ない事情とは、主に以下のとおりです。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた(障害等級1級に限る)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた(身体上の障害の程度が1級又は2級に限る)
- ・要介護認定を受けた(要介護状態区分が要介護5に限る)

- ③ 上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わります。(2代目が死亡しても相続税には切り替わりません。)

なお、何代も続いて贈与税の納税猶予を受けた場合は、最も古い時期の認定贈与に係る贈与者が死亡した場合に相続税に切り替わります(1代目→2代目→3代目→4代目と贈与が続いた場合は、1代目が死亡したときに、4代目は相続税に切り替わります)。

(2)スキーム図



■相続時精算課税制度（贈与税・相続税）

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

（贈与時）

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

（相続時）

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税（最高50%の累進課税）でなく、譲渡損益と合わせて譲渡所得課税（20%）※1が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算（譲渡所得から控除）することができます。※2

※1 譲渡益課税20%＝所得税15%＋住民税5%

※2 譲渡所得＝売却金額－（株式等の取得費＋加算する相続税額）

特例を受けるためには下記の手続が必要です。

①譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社を経由して、発行会社の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出すること。

②相続税額を取得費に加算する特例

この特例を受けるために確定申告を行うこと。確定申告書には、①相続税の申告書の写し、②相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、③株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要です。この②の計算明細書を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

■小規模宅地等（事業用・居住用）の特例（相続税）

400㎡までの特定事業用宅地と330㎡までの特定居住用宅地（事業または居住を継続する等の要件があります）は、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

TEL: 03-3581-4161（代表） URL: <http://www.nta.go.jp/>

事業承継税制の認定については、各経済産業局にお問い合わせください。